

神戸大学学生寮細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学生寮規則（以下「規則」という。）第24条の規程に基づき、学生寮の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(外国人留学生の学生寮)

第2条 規則第6条に規定する外国人留学生の研究生及び特別聴講学生が入寮できる学生寮は、次のとおりとする。

住吉寮、住吉国際学生宿舎、白鷗寮、国維寮

(入寮願の様式及び必要書類)

第3条 規則第7条に規定する入寮願の様式は別紙様式1のとおりとし、必要書類は次のとおりとする。

- (1) 家庭状況等調書
- (2) 所得証明書等
- (3) 理由書（特別の理由がある場合に限る。）（任意様式、A4版）

(入寮者選考基準)

第4条 規則第8条に規定する入寮者選考基準は別紙1及び別紙2のとおりとする。

(入寮許可書)

第5条 入寮を許可したときは、別紙様式2による入寮許可書を交付するものとする。

(入寮手続)

第6条 入寮を許可された者は、指定された日時までに、入寮手続を行い、別紙様式3による入寮誓約書を提出しなければならない。

(在寮期間の延長)

第7条 規則第11条第4項に規定する在寮期間の延長を希望する者は、管理運営責任者が指定する期日までに、別紙様式4による入寮許可期間延長願を提出しなければならない。

2 入寮許可期間延長願は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合に限り提出することができるものとする。

- (1) 学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けたことにより経済的困窮が認められる場合。
- (2) 学資負担者の勤務先等が倒産し、又は学資負担者が失職し若しくは行方不明となり経済的困窮が認められる場合。
- (3) 学資負担者が事故又は疾病により6か月以上の療養が必要のため、経済的困窮が認められる場合。
- (4) 外国の交流協定校への留学が修業年限を超えて在学する要因となった場合。
- (5) その他、延長が必要と認められる場合。

3 在寮期間の延長は最長1年とし、管理運営責任者が別紙様式5による入寮期間延長許可書を交付して行うものとする。

(寄宿料の納入方法)

第8条 規則第12条に規定する寄宿料は、次に定める納入額を本学が指定する指定する銀行へ所定の期日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、当該年度内に徴収する寄宿料総額の範囲内で上記以外の納入方法によることができる。

学生寮名	納入額
住吉国際学生宿舎、白鷗寮	月額3か月分又は1年分
住吉寮、女子寮、国維寮	月額

(寄宿料の免除)

第9条 規則第13条第1項第2号に規定する寄宿料の免除を希望する者は、別紙様式6による寄宿料免除願を提出しなければならない。

2 寄宿料の免除は、管理責任者が別紙様式7による寄宿料免除決定通知書を交付して行うものとする。

(経費の負担区分)

第10条 規則第14条第2項に規定する経費の負担区分は、別表「学生寮における光熱水料等の経費負担区分」の1及び2に掲げるとおりとする。ただし、住吉寮及び女子寮並びに国維寮に関しては、全額入寮した者の負担とする。

(退寮手続)

第11条 規則第17条第1項に規定する退寮願は、別紙様式8のとおりとし、退寮予定日の2週間前までに提出しなければならない。

(退寮命令)

第12条 規則第18条の規定により、管理運営責任者が退寮を命ずるときは、別紙様式9による退寮命令書を交付して行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。